

守り
育てる
家づくり



住宅用火災警報器 10年目安に交換を

毎日を安心して暮らすには、住まいの防災対策が欠かせません。自然災害が多い日本では地震や台風などが注目されますが、火災への対策も怠るべきではありません。火災は冬に多いイメージですが、春も火災が多い季節です。空気の乾燥に加え、風が強い日が多く、火災が広がりやすい条件が揃っているからです。

2006年から義務化

昼間なら火災や煙の匂いで、早めに気付くことができますが、就寝中は火災に

気付かず逃げ遅れてしまう危険性が高まります。逃げ遅れる事が無い様、火災発生を早期に知らせる住宅用火災警報器の設置が2006年6月から義務化されました。

新築住宅は義務化と同時期から（東京都は2004年10月1日から）、既設住宅は2008年6月から市町村ごとに設置期限が定められ、最も遅い地域でも2011年5月までの設置が義務付けられたため、多くの家庭で設置後、10年経過していることとなります。そして他の家電製品と同様に住宅用火災警報器も約10年で電池切れや電子部品の寿命をむかえ、電池や本体の交換が必要になってきます。もし寿命をむかえて、感知しなくなっていた場合はとても危険です。

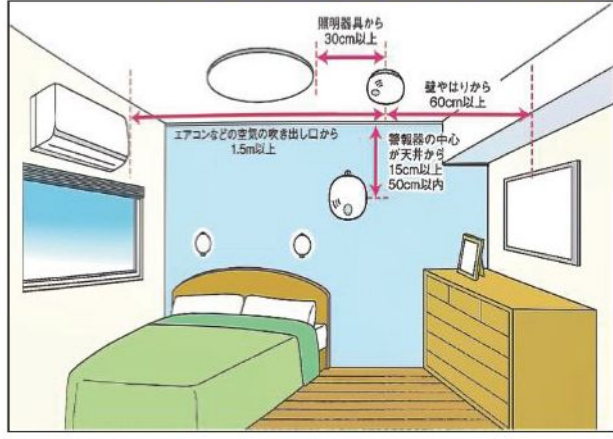
機器の種類と設置場所

住宅用火災警報器には、煙を感知して知らせる煙式と、熱を感知する熱式との2種類があります。煙式は全ての寝室と寝室のある階の階段に設置することが、全国共通で義務付けられています。一方、熱式は主に台所に設置しますが、台所やその他の部屋への設置義務は各市町村の条例によって定められていますので、詳しくは所轄の消防署に確認しましょう。

効果大、備えは計画的に

住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで購入できます。メーカーや機能も多種多様ですが、性能に大きな違いはありません。価格も数千円から購入

住宅用火災警報器の設置場所例



画像提供：ホーチキ(株)

■取付場所
必ず消防法で定められた取付位置に取り付けてください。

子供部屋 階段 寝室
居室 台所

●義務化設置箇所
●市町村条例により義務化設置箇所*

安全・安心のためにすべての部屋に設置することをすすめます。

*詳しくはお住まいの消防庁へお問い合わせください。

できる機器もあります。消防庁によると、住宅用火災警報器の設置効果は大きく、設置していない場合に比べ、住宅火災の死者数は半減、損害額は約4割減となっています。

リフォームに合わせて交換するのもよし、リフォームの予定がない方も、防災対策として計画的な交換を検討してみてくださいいかがでしょうか。

読売不動産

本社 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル内 TEL (03) 3217-8309 FAX (03) 5200-1833
大阪支社 大阪府大阪市北区野崎町 5-9 読売大阪ビル内 TEL (06) 6363-8055 FAX (06) 6316-1400